特定建設作業実施届出要領

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で、法律や条例に定めるものを特定建設作業といい、規制の対象となります。

これらの作業を実施する場合は、事前に届出が必要ですので、騒音規制法、振動規制法及び兵庫県環境の保全と創造に関する条例に基づく届出を次の要領で行ってください。

1. 届出義務者

特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする元請業者です。

2. 届出期限

特定建設作業の開始7日前までに届出。届出日は含みません。

10 目	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日
								作業
届出日	•		なた	か7日を空に	ナる			開始日

ただし、災害その他非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、 届出を行い得る状態になり次第すみやかに届出してください。

3. 届出の部数

正・副各1部作成してください。副本については、提出日の受付印を押して返却します。

4. 届出書類

- ① 特定建設作業実施届出書
- ②別紙1「特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表」
- ③別紙2「特定建設作業実施における公害防止対策」
- ④ 特定建設作業の場所の付近見取図 (資材、残土砂等の置場を使用する場合は、その場所の付近見取図)
- ⑤特定建設作業の場所の現場図面(兵庫県条例の届出の際は、現場の平面図及び断面図が必要)
- ⑥ その他参考資料 道路使用、道路占用等の許可をとって行う工事にあっては、その写し

5. 特定建設作業の実施の期間

6ヶ月を限度とし、6ヶ月を超える場合は、期間終了7日前までに、再度同じ要領で届出を してください。

6. 問い合わせ、届出先

播磨町 住民協働部 産業環境課

〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

TEL 079-435-2721 FAX 079-435-1169

特定建設作業実施届出書

年 月 日

播磨町長 様

在		所 (法人に 〒	あっては、 -	主たる事務所の所在地)	
	<u></u> 氏:	名(法人に	あっては、	名称及び代表者の氏名)	
	担	 当者氏名			
	電	活()	_	番

- 特定建設作業を実施するので、 1 騒音規制法第14条第1項(第2項)
 - 2 振動規制法第14条第1項(第2項)
 - 3 兵庫県環境の保全と創造に関する条例第59条第1項(第2項)

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される 機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	播磨町			
資材・残土砂等の置場の有無	有(場所:) ・無
特定建設作業の実施の期間	自至	年 月 年 月	日 延^	日間
特定建設作業の開始	作業開始	作業終了	作業日	実労時間
及び終了の時刻	自 時	至時	日・祝日を除 く	時間
騒音振動の防止の方法	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代 表者の氏名		電話()	_

届出者の現場責任者の氏名 及 び 連 絡 場 所	電話() -
下請負人が特定建設作業を実施 する場合は、当該下請負人の氏名 又は名称及び住所並びに法人に あっては、その代表者の氏名	電話() —
下請負人が特定建設作業を実施 する場合にあっては、当該下請負 人の現場責任者の氏名及び連絡 場所	電話() -
(備 考)	
当該特定建設作業の全期間	年 月 日~ 年 月 日
前回の届出日	年 月 日 届出
次回の届出	□ 要 ・ □ 不要
次回の届出期日	年 月 日
家屋等解体・改修作業工事について 1. アスベストの有無 (無 2. 解体建築物の延べ床面積(非飛散性アスベスト有 ・ 飛散性アスベスト有)) m²

※添付書類

- 1. 付近見取図(資材・土砂等置場を使用する場合は、その付近見取図もあわせて添付)
- 2. 現場図面 (兵庫県条例の届出の際は、現場の平面図及び断面図が必要)

別紙1 特定建設作業の種類、機械の名称及び作業工程表

			特定建設作業に使		特 定	建設	作 業		• •	
			用される機械の名	月	月	月	月	月	月	月
			称、型式及び仕様	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20
		①くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く) (アースオーガ併用作業を除く)								
		②びょう打機を使用する作業								
		③さく岩機を使用する作業(手持式ブレーカー 等) ※1								
騒音	騒音規制	④空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力 として使用する作業を除く) ※2								
騒音に係る特定建設作業	制法	⑤コンクリートプラント、アスファルトプラントを設けて行う作業 (モルタル用を除く) ※3								
特定建		⑥バックホウ(定格出力 80kw 以上)を使用する 作業 ※80kw 未満、低騒音型は⑩に該当								
建設作		⑦トラクターショベル(定格出力 70kw 以上)を 使用する作業※70kw 未満、低騒音型は⑩に該当								
業		⑧ブルドーザー(定格出力 40kw 以上)を使用する作業 ※40kw 未満、低騒音型は⑩に該当								
	.E	⑨くい打機をアースオーガーと併用する作業								
	県条例	⑩掘削機を使用する作業 (⑥⑦⑧に該当しない バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー等の掘削機)								
	, ,	⑪コンクリート造、鉄骨造、レンガ造の建物解体作業又は動力、鉄球を使用して行う破壊作業								
振	振動に係る作業	①くい打機、くい抜機を使用する作業 (もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機 及び圧入式くい打くい抜機を除く)								
割に係		②鋼球を使用して建築物、その他の工作物を 破壊する作業								
る作業	制法	③舗装版破砕機を使用する作業 ※1								
未		④ブレーカーを使用する作業 (ショベルカーに 取付けた大型ブレーカー等。手持式を除く。)								

- ※1 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
- ※2 電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。
- ※3 コンクリートプラントは混練容量が 0.45m3以上のものに限る。アスファルトプラントは混練重量が 200 kg以上のものに限る。

特定建設作業実施における公害防止対策

特定建設作業を実施するにあたって、騒音、振動、粉じん等の公害を防止するための対応策について、下記の事項にご記入ください。

該当する事項に○印をお願いします。

1	田文 -	サー	
1		音文	水

1. (a. 防音シート b. 防音壁 c. 防音パネル d. 防音カバー)の使用

)

)

)

- 2. 低騒音型建設機械使用
- 3. 低騒音工法
- 4. 動力源の適正な配置
- 5. 作業時間帯の変更
- 6. 空ぶかし、急発進等を控えた適正な運転操作
- 7. 作業員の騒音防止意識の徹底
- 8. 苦情者に誠意をもって対応
- 9. その他(

2. 振動対策

- 1. 低振動型建設機械使用
- 2. 低振動工法
- 3. 発生源の適正な配置
- 4. 作業時間帯の変更
- 5. 作業員の振動防止意識の徹底
- 6. 苦情者に誠意をもって対応
- 7. その他(

3. 粉じん対策

- 1. 建設工法の変更
- 2. 散水の徹底
- 3. 防塵シートの使用
- 4. 飛散物の清掃
- 5. 作業員の粉じん防止意識の徹底
- 6. 苦情者に誠意をもって対応
- 7. その他(

4. 住民への周知

- 1. 説明会の開催(日時 年 月 日 場所)
- 2. 各戸訪問
- 3. 周知ビラ等配布
- 4. 立看板設置
- 5. その他(

5. 苦情対応責任者

会社名

氏 名

 連絡先
 住 所

 電 話

※苦情が発生した場合は、速やかに適切な改善処理をお願いいたします。

今後とも播磨町の環境保全にご協力くださいますようよろしくお願いいたします。